

3 関係者・機関に期待される役割

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています。

(1) 伊達市（高齢福祉課）

高齢者虐待防止法では、市町村が高齢者虐待対応において第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。

《高齢者虐待防止法に規定する市町村の責務と役割》

- | |
|--|
| <p>■ 高齢者への対応に関する項目</p> <ol style="list-style-type: none">① 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第6条）② 通報又は届出を受けた場合の守秘義務（第8条）③ 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応についての協議（第9条第1項）④ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第9条第2項、第10条）⑤ 立入調査の実施（第11条第1項）⑥ 立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第12条第1項）⑦ 老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会制限（第13条）⑧ 養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介（第27条第1項）⑨ 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれがある高齢者に係る審判の請求（第27条第2項） <p>■ 養護者支援に関する項目</p> <ol style="list-style-type: none">① 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（第14条第1項）② 養護者に対する負担軽減のために、高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室の確保（第14条第2項） <p>■ 体制整備に関する項目</p> <ol style="list-style-type: none">① 関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第3条第1項）② 高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置（第3条第2項）③ 高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動（第3条第3項）④ 専門的に従事する職員の確保（第15条）⑤ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第16条）⑥ 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（第18条）⑦ 成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置（第28条） |
|--|

(2) 伊達市地域包括支援センター

高齢者本人や家族から直接の虐待に関する相談のほか、虐待には至らない悩みごとの相談などがあります。また各機関や関係者からの情報も寄せられるため、初期相談窓口として重要な役割を担っており、次のような業務を行います。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 高齢者虐待の届出や通報受理の窓口となり、相談・指導・助言を行います。② 虐待の事実確認を行うとともに必要な場合は、市担当課職員による立ち入り調査に同行協力します。③ 個別ケース検討会議により支援策を検討します。 |
|---|

- ④ 介護支援専門員や介護保険サービス事業者等から、虐待への対応等について相談があった場合は、助言や指導を行います。
- ⑤ 市とともに、虐待の早期発見や防止に向けて、住民や関係機関に対する啓発や研修を行います。

また、地域包括支援センターなど高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに事務の一部又は全部を委託することができることとされており（第17条第1項）、伊達市では、権利擁護・総合相談・高齢者虐待防止などの業務を伊達市地域包括支援センターに委託しています。伊達市では伊達市地域包括支援センターと下記のとおり役割分担を行い、迅速かつ適切な対応が図られるようにしています。

《伊達市高齢福祉課、伊達市地域包括支援センターの役割》

◎：中心的な役割を担う ○：関与することを原則とする
 △：必要に応じてバックアップする 空欄：当該業務を行わない

| 対応 | | 伊達市 高齢福祉課 | 伊達市地域包括 支援センター |
|--------------|--|---------------------------------|-------------------|
| ネットワーク | ・高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営 | ◎ | ◎ |
| 広報・啓発活動 | ・高齢者虐待に関する知識・理解の啓発 ・認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発 ・通報（努力）義務の周知 ・相談等窓口・高齢者虐待対応協力者の周知 ・専門的人材の確保 | ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ | ○ ○ ○ ◎ |
| 相談・通報・届出への対応 | ・相談、通報、届出の受付 ・相談への対応（高齢者及び養護者への相談、指導及び助言）（第6条・第14条第1項） ・受付記録の作成 ・緊急性の判断 | ○ ○ ○ ◎ | ◎ ◎ ◎ ◎ |
| 事実確認・立入調査 | ・関係機関からの情報収集 ・訪問調査 ・立入調査 ・立入調査の際の警察署長への援助要請 | ○ ◎ ◎ ◎ ◎ | ◎ ○ △ |
| 援助方針の決定 | ・個別ケース会議の開催（関係機関の招集） ・支援方針等の作成 ・支援計画の作成 | ○ ○ ○ | ◎ ◎ ◎ |
| 支援の実施 | ・やむを得ない事由による措置の実施 ・措置後の支援 ・措置の解除 ・措置期間中の面会の制限 ・措置のための居室の確保 ・市町村長による成年後見制度利用開始の審判の請求 | ◎ △ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ | ◎ △ △ |
| 養護者支援 | ・養護者支援のためのショートステイ居室の確保 | ◎ | |
| モニタリング | ・支援の実施後のモニタリング | △ | ◎ |
| その他 | ・個人情報取扱いルール作成と運用（財産上の不当取引による被害の防止関係） ・被害相談 ・消費生活関係部署・機関の紹介 ・障がい者虐待、DV等の関係部署との連携 | ◎ ◎ ◎ ◎ | △ ◎ ◎ ○ |

参考：「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（厚生労働省）を変更

（3）地域住民

早期発見が重要であることから、近隣の高齢者の異変に気づいた場合は、早めに地域の相談役である民生委員や虐待相談窓口（地域包括支援センター）への情報提供に努めます。この場合、通報等をした者に関する情報が漏れることはありません。（第8条）

また、高齢者を抱える家族等に対し、見守りや声かけなどの支援を行います。

(4) 民生委員

地域において相談や安否確認など住民が安心して生活できるよう支援を行っており直接本人から相談を受けるほか、近所で叫び声が聞こえる等、地域住民からの情報により高齢者の異変をキャッチし、相談窓口（地域包括支援センター）への相談や通報を行います。

また、地域での高齢者や介護者への声かけ、介護が必要な高齢者の家族が地域から孤立しないよう見守りを行います。

(5) 医療機関

診察の際に高齢者の不審なケガやアザを把握したり、介護者・家族の状況を察知し虐待の疑いを感じたら相談機関へ相談・通報を行う役割を果たします。

また、被虐待高齢者のケアにおいても重要な役割を果たします。

(6) 警察署

地域での生活安全に関する相談などを受け、地域での見回りや安全の見守りを行います。また市から立入調査等に際して要請があった場合、援助します。

虐待に関しては、

- ・被虐待者の保護（警察官職務執行法第3条）
 - ・虐待の制止（警察官職務執行法第5条）
 - ・立入（警察官職務執行法第6条）
 - ・虐待者の逮捕（刑事訴訟法）
- が警察の役割となります。

(7) 弁護士

経済的問題や介護放棄等の問題が複雑に絡んでいるケースが多く、民事上、刑事上の訴訟となることもあり、解決のために法律の専門家としての助言や、警察や裁判所との手続き等について協力します。

(8) 居宅介護支援事業所／介護支援専門員

介護支援専門員は、高齢者・養護者双方の状態を理解しており、次のような役割を担います。

- ① 利用者宅への訪問中の目撃、本人や家族からの相談、サービス事業者からの通報等により、虐待の主たる把握機関となるため、虐待が疑われる場合は、市や地域包括支援センターに速やかに通報します。
- ② 必要に応じて、虐待対応のチーム員として個別ケース検討会議に出席したり、虐待対応計画に則り具体的な対応と報告を行います。

(9) 介護保険サービス提供事業者

介護保険サービス提供事業者は、日常の業務の中で、虐待のサインを見逃さないよう、常に注意深く本人や家族の状況を観察します。虐待の疑いがあるケースを発見した場合は、速やかに介護支援専門員に報告するとともに市や地域包括支援センターに相談や通報を行い、サービスを通じて高齢者・養護者双方に的確な支援を行います。

■ 訪問介護

サービスを提供しながら状況を観察し、声をかけるなどの精神的支援を行うとともに、高齢者や家庭の変化などを観察して、介護支援専門員に正しく報告するとともに、虐待相談窓口へ相談や通報を行います。

■ 訪問看護

看護サービスを提供しながら、高齢者や養護者の健康状態の観察をし、精神的支援や確認した内容を医師や介護支援専門員に報告するとともに市や地域包括支援センターに相談や通報を行います。

■ 通所介護、通所リハビリテーション

入浴時の全身状態の観察（やせている状態や身体の傷、アザなど）や食事の様子などから日頃の様子を把握し、事実を整理して介護支援専門員に報告するとともに市や地域包括支援センターに相談や通報を行います。

■ 短期入所施設

上記の場合と同様に、入浴サービスや食事の提供等を通じ、高齢者の状態を把握し、介護支援専門員に報告するとともに市や地域包括支援センターに相談や通報を行います。

また、緊急時に高齢者を一時保護する役割を担います。

■ 特別養護老人ホーム

虐待により、緊急に施設入所が必要と判断されるケースや、市から「やむを得ない事由による措置」（老人福祉法第11条第1項第2号）の委託があった場合は、優先的に受け入れていきます。

(10) **社会福祉協議会**

ボランティアや地域住民などを活用して、見守りをはじめとした各種のインフォーマルな在宅サービスを提供するほか、認知症等により判断能力が十分でない高齢者等のために地域福祉権利擁護事業を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援します。

(11) **人権擁護委員**

人権に関する啓発や住民からの人権相談等の活動を行います。

高齢者虐待防止法では、養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないことが規定されており（第5条第1項）、これらの関係機関は高齢者虐待の早期発見における重要な役割を担っています。